

技術基準との整合確認書

資料 4－7

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 箇条22 22.40 22.101 22.103 箇条25 25.5 箇条26	<p>箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。)</p> <p>機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。</p> <p>第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条22 構造</p> <p>22.40 箇条19に対する適合性が、自己復帰形温度過昇防止装置の作動に依存する場合、スイッチが OFF 位置にあるときは、電子回路を断路しなければならない。</p> <p>22.101 蒸気生成又は噴霧生成装置付き機器は、危険を引き起こしそうな蒸気又は水の漏れ又は噴出がない構造でなければならない。</p> <p>22.103 ヘアドライヤは、吸込口を髪が塞ぐことを制限するため、グリッド又はその他の類似方法をもたなければならぬ。</p> <p>箇条25 電源接続及び外部可とうコード</p> <p>25.5 電源コードに警告タグをつけた場合、X形取付けは許容しない。</p> <p>箇条26 外部導体用端子</p>	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当			

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				26.10	26.10 ねじ締め端子及びねじなし端子は、スイベル接続を組み込んだ機器の X 形取付用に使用してはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第 1 部の規定による。) 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.12	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 可搬形ヘアドライヤ、カールごて及びこれに類する機器には、規定の記号表示、又は“水の近くで機器を使用してはならない。”旨の警告表示をしなければならない。 7.12 取扱説明書には、次の内容を記載しなければならない。 —可搬形機器については、洋風浴室で使用することを意図する場合、使用後は、必ず機器のプラグをコンセントから抜かなければならない旨 —規定の記号表示を使用する場合、その意味。また、“浴	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1	<p>槽、シャワー、洗面器又は水の入った他の容器の近くで機器を使用してはならない。”旨の警告</p> <p>—ヘアストレータ及びカールごてについては、次の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none">・やけどの危険。特に、使用中又はクールダウンの間は、幼児の手が届かない範囲に置く・機器を電源に接続している間は、決して放置しない・常にスタンドを用いている場合、耐熱性のある、安定した水平面に機器を置く <p>7.12.1 洋風浴室で使用する固定形ヘアドライヤの設置説明書には、次の内容を記載しなければならない。</p> <p>—“このヘアドライヤは、入浴する人又はシャワーを浴びる人の手が届かないところに固定する。”旨</p> <p>—ヘアドライヤの手持ち部分に電気部品が組み込まれている場合、手持ち部分を一杯に延ばしても、入浴する人又はシャワーを浴びる人の手が届かないように、機器を固定する旨</p>	
				7.12.9	7.12.9 7.12 及び 7.12.1～7.12.8 で規定する取扱説明書又は据付説明書に関する要求事項は、機器に同梱する取扱説明書又は据付説明書の中で、他の取扱説明の前に、個々の言語で一緒に記載しなければならない。更に、取扱説明書又	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き					は据付説明書は、ウェブサイト上の代替フォーマット又は使用者からの要求に応じてDVDのようなフォーマットでも入手できるようにしなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.32 箇条 25 25.101	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第1部箇条18を除く。) 箇条 22 構造 22.32 クラス II 絶縁のカールごと及びヘアストレータの附加絶縁及び強化絶縁、並びにクラス 0 絶縁のカールごと及びヘアストレータの基礎絶縁は、耐劣化性でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.101 スイベル接続を組み込んだ機器は、規定の条件で運転し、20,000回の回転をさせた後、充電部が可触になつてはならず、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 機器は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 —ヘアドライヤ、カールごと、カールくし、フェイシャル	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き				6.2	<p>サウナ及びその他の蒸気生成又は噴霧生成機器は、クラス 0、クラス II 又はクラス III でなければならない。</p> <p>－その他の機器は、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。</p> <p>6.2 ハンドドライヤは、IPX1 以上でなければならない。パーマネントウェーブ機器のカールローラは、IPX4 以上でなければならない。</p>	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 22 22.21 箇条 24 箇条 30 30.1	<p>箇条 11 溫度上昇（第 1 部の規定による。）</p> <p>モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。</p> <p>箇条 22 構造</p> <p>22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用いてはならない。（第 1 部の規定による。）</p> <p>箇条 24 部品（第 1 部の規定による。）</p> <p>部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。</p> <p>箇条 30 耐熱性及び耐火性</p> <p>30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければなら ない。(第 1 部の規定による。)	
第七条 第 1 号	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応 じ、感電のおそれがないように、次に掲げる 措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐと ともに、必要に応じて、接近に対しても適切に 保護すること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.24 22.36	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次によ る。 箇条 22 構造 22.24 電熱素子が破裂（破断）した場合、皮膚又は髪と接 触する可能性があつてはならない。 22.36 ハンドドライヤ及びフェースドライヤ以外のクラ ス 0I 機器及びクラス I 機器は、通常の使用で皮膚又は髪と 接触する可能性があり得る金属部を二重絶縁又は強化絶 縁によって充電部から分離しなければならず、また、接地 してはならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ うに抑制されていること。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.102	第 1 部の第七条第 2 号に該当する規定によるほか、次によ る。 箇条 22 構造 22.102 電熱素子と一体のパーマネントウェーブ機器のカ ールローラには、24 V 以下の安全超低電圧を印加しなけ ればならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける おそれがある内外からの作用を考慮し、か	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		11.101	11.101 スイベル接続を組み込んだ機器は、規定の条件で運転し、1500 回の回転をさせる。その間、スライド接点の温度上昇は、65 K 以下でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 30 30.101	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.101 ヘルメット形ヘアドライヤは、十分な耐火性をもつていなければならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.13 22.24 22.101	第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 22 構造 22.13 加熱表面への偶然の接触を避けるために、カールゴテ又はヘアストレータのハンドルは、触って分かる方法又は色などの視覚的方法によって、明確に識別しなければならない。 22.24 電熱素子が破裂（破断）した場合、皮膚又は髪と接触する可能性があつてはならない。 22.101 蒸気生成又は噴霧生成装置付き機器は、危険を引き起こしそうな蒸気又は水の漏れ又は噴出がない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.1 20.2 箇条 22 22.14 22.15 箇条 23 23.1 箇条 25 25.9	箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 固定形でなく、かつ、手持形でもない機器で、床上又は卓上で用いる機器は、十分な安定性をもっていなければならない。(第1部の規定による。) 20.2 機器の運動部は、通常使用時に人体を傷害から適切に保護するように配置されているか、又は外郭で囲っていなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。(第1部の規定による。) 22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類するものは滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 23 内部配線 23.1 配線路は、滑らかでなければならない。(第1部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角に接触してはならない。(第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.101	第1部の第十一條第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.101 手持形機器は、硬材板の上 700mm の高さから 5 回落下させた後、この規格に対する適合性が損なわれるほどの損傷が生じてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23 22.41	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。） 22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。（第1部の規定による。） 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置さ	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三 条続き	による危害の防 止	れているものとする。				
第十四 条	使用方法を考慮 した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40 22.49 22.50	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第 1 部の規定による。) 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				22.51 箇条 30 30.2.3	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 19.2 及び 19.3 に適合するための固定形ハンドドライヤの保護素子は、自己復帰形であってはならない。	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10	箇条 10 入力及び電流 (第1部の規定による。) 機器に定格入力 (定格電流) が表示されている場合、通常	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-23 部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き		常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 19 箇条 25 25.8	動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があつてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 （第 1 部の規定による。）	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の单一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き					機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.14	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示、及び取扱説明及び据付説明 7.14 規定の記号表示の円の外形は、10 mm 以上でなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	□該当 ■非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇	□該当 ■非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-23 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		<p>所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—